



災害発生時の対応について

地域の活動

1 自主防災組織、地域住民と連携した安否確認・避難支援

日頃からの関係づくり（共助）の取組を活かして、要援護者の安否確認等を行います。



2 要援護者に配慮した拠点等の避難所運営 (要援護者の把握、専用スペースの確保等)

※発災時には支援者も被災する恐れがあります。要援護者の安否確認・避難支援等の地域の共助による取組は、できる範囲で行うもので、責任を伴うものではありません。



福祉避難所について

原則として、直接避難することはできません。

福祉避難所は、地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された方を受け入れるための二次的な避難所です。

専門職（保健師）などが、本人の状況等を確認し、支援の必要性が高い人を判断します。専門職などの判断を基に、区役所が受け入れ先の福祉避難所を決定します。

横浜市港北区役所 高齢・障害支援課

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 26-1

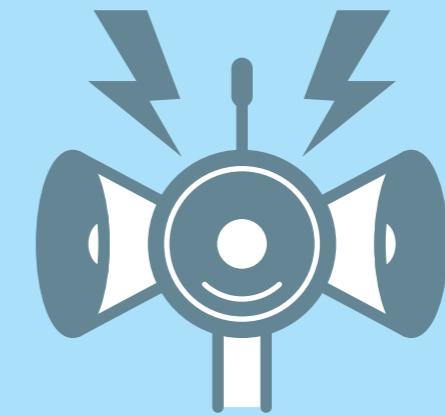
TEL : 045-540-2317 FAX : 045-540-2396

詳細は
こちらから



港北区役所 HP

R7.9月初版



港 北 区

支援者
のための

災害時要援護者支援事業

地域のつながりが、安心をつくる



はじめに

過去の大規模災害では、高齢者や障害者などの自力で避難することが難しい人（災害時要援護者という）が多く犠牲になりました。その一方、倒壊した建物などに閉じ込められた多くの人が、地域の『共助』『助け合い』により救出されました。

港北区では、災害時要援護者支援事業の取組を通して、地域における「顔の見える関係づくり」や「支え合いの体制づくり」等により、被害を最小限に抑えるための取組を進めています。



災害時要援護者支援事業って どういった事業？

災害発生時、特に発災直後は、『公助（行政による援助）』が機能するまでは、『自助』や地域で助け合う『共助』が果たす役割が大きいことが報告されています。災害時、自力での避難が困難な人々（以下、災害時要援護者）の安否確認等の取組に備えるには、日頃からの地域と要援護者との間での関係づくりを進めることが大切です。

災害時要援護者支援事業は、災害発生時に、高齢者や障害者等の要援護者を地域全体で支援できるように、日頃から見守りや声かけなどによる「顔の見える関係づくり」や『共助』による支援体制づくりを目的とした取組です。



「要援護者」ってどんな人？

災害時要援護者とは、災害発生時に自力での避難が困難なため、何らかの支援を必要とする人々のことです。具体的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦、外国人などが挙げられます。



「災害時要援護者名簿」とは？

横浜市では、地域の災害時要援護者支援に役立てていただけるよう、行政が保有する「災害時要援護者名簿」を作成し、年に1回、情報を更新して協定を結んでいる自治会町内会へ提供しています。

区役所で名簿を作成する際には、要件に該当する方に、「氏名や住所等を載せた名簿を自治会・町内会に提供すること」について説明したうえで、同意の確認をしています。提供する「災害時要援護者名簿」には、同意をいただいた方の情報が掲載されています。

横浜市の災害時要援護者名簿に記載される方の要件

- ① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 介護保険の要介護度3以上の方
 - イ 全員が65歳以上の世帯で、いずれもが介護保険要支援以上
 - ウ 要介護度2以下で、認知症のある方
- ② 障害福祉サービス受給者（身体障害、知的障害、難病患者）
- ③ 視覚、聴覚障害者及び肢体不自由者で、個別の等級が1～3級の方
- ④ 愛の手帳判定基準表A1またはA2

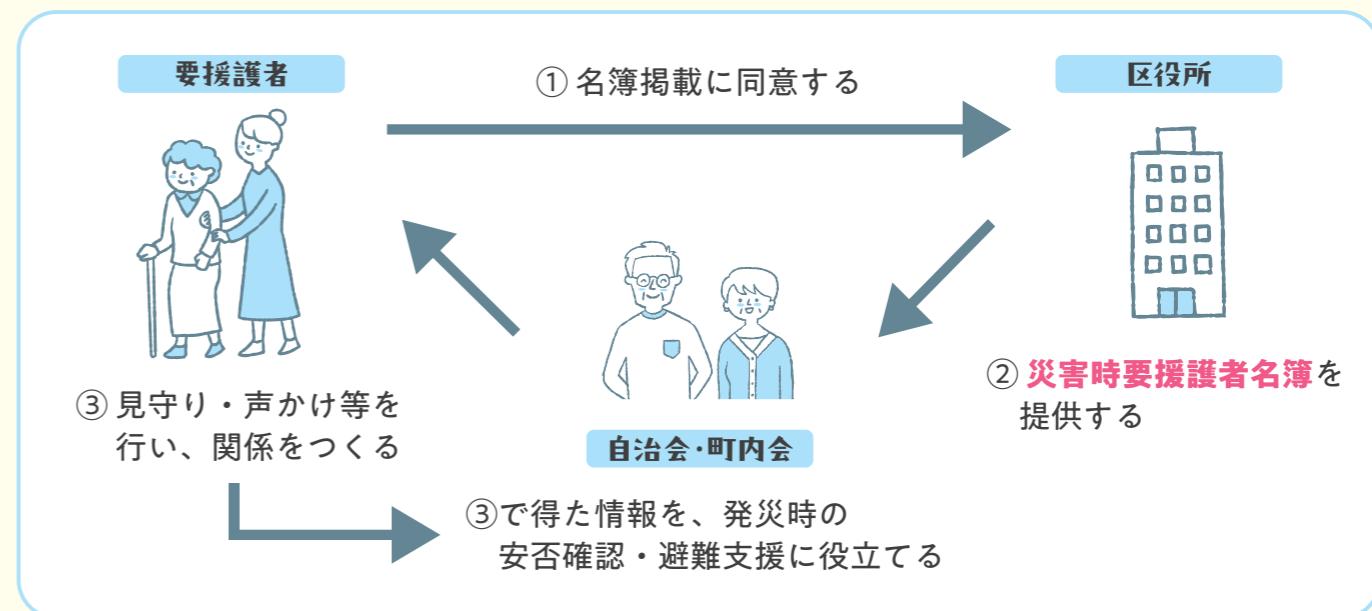


自治会町内会での取組



港北区では、自治会町内会の皆様に「災害時要援護者名簿」等を活用した訪問等による見守り活動をお願いしています。この取組により、要援護者が把握され、「顔の見える関係」がつくれることで、発災時の円滑な安否確認や避難支援、避難所等での支え合いに繋がるものと考えています。

要援護者支援の取組は、自治会町内会ごとに人数や地域性等が異なることから、地域ごとに取組方法や支援者の体制を決定し、取り組んでいただいているいます。



よくあるご質問について

Q1 災害時要援護者の見守り・声かけは、誰がどのように行うのか？

A1 区役所と自治会町内会（連合または単会）との協定に基づいて名簿を提供し、自治会町内会に訪問等の取組をお願いしています。取組方法や活動する人員体制等については、地域の特性に応じて各自治会町内会で検討し、決めていただいている。

Q2 災害時要援護者名簿の取り扱いについて教えてください

A2 名簿を管理する者、取り扱う者には守秘義務があり、協定により、年に1回、個人情報保護に関する研修を受講していただき、区役所に「情報取扱者（第2号様式）」の提出をお願いしています。また、提供を受けた名簿は適切に管理し、次年度、更新された新しい名簿を受領した際に、区役所に返却していただく必要があります。